



～新成人の皆さんへ～

20歳になったら国民年金



国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代のみんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったとき、病気や怪我で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに年金を受け取ることができる制度です。

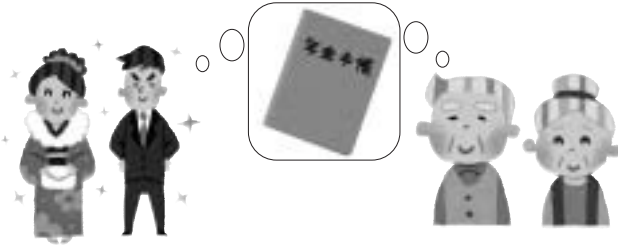
国民年金のポイント

★将来の大きな支えになります

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。国が責任を持って運営するため、安定した年金給付が一生保障されます。

★老後のためだけのものではありません

国民年金には年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れ、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある妻」や「子」）が受け取れます。



「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

★「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）・短期大学・高等学校・高等専門学校・専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）・一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

★「若年者納付猶予制度」

学生でない30歳未満の方で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

☎ 保健福祉課 国保年金係 ☎（44）2300（内線914）

矢吹町内農産物等の放射性物質検査結果のお知らせ

矢吹町放射能測定センターで測定しました町内農産物と井戸水の放射性物質の検査結果は、次のとおりです。

測定は予約制となっておりますので、事前に申し込みをしてください。(電話29-8741)なお、測定できるものは一般流通物を除く、農産物・井戸水・農業用培土等で、測定には1kg、きのこに限り500gからの検体が必要です。

| | | | |
|---------------|------------------------|------|----------|
| 食品衛生法に規定する基準値 | セシウム 134、137 合計値 | 区分 | 平成24年4月～ |
| | | 飲料水 | 10ベクレル |
| | | 一般食品 | 100ベクレル |

(検査日：平成25年11月6日～12月4日 総数：113件) 単位：ベクレル (Bq/kg)

| 種類 | 検体名 | 検体数 | セシウム134 | セシウム137 | 検体採取地 |
|-------|--------|-----|---------|---------|-------|
| 野菜 | カラシナ | 1 | 不検出 | 20.5 | 一本木地内 |
| | ホシシメジ | 1 | 156.7 | 502.7 | 前田地内 |
| 菌茸類 | シイタケ原木 | 1 | 21.0 | 42.0 | 丸の内地内 |
| | ナメコ | 1 | 169.1 | 506.8 | 堤地内 |
| 農産加工物 | イモガラ | 1 | 不検出 | 7.7 | 松倉地内 |
| | 干し柿 | 1 | | 606.0 | 北町地内 |

以下の農作物等は不検出となっています。

| | |
|-------|--|
| 【野菜】 | カブ・カボチャ・カラシナ・キャベツ・ゴボウ・サトイモ・ダイコン・チンゲンサイ・ニラ・ニンジン・ネギ・ハクサイ・ブロッコリー・ホウレンソウ・ヤーコン・キクイモ |
| 【果実】 | カキ・カリン・キウイフルーツ |
| 【穀類】 | 大豆・アオマメ・アズキ・クロマメ・ハナマメ・玄米・古代米(玄米)・白米 |
| 【その他】 | こんにゃく玉 |

☎ 産業振興課 農政係 ☎（42）2115

除雪に関するお願い

町では、降雪時の安全で円滑な道路交通を確保するため、迅速かつ適切な除雪作業を実施していますが、除雪の要望の全てを行政で行うことはできません。どうしても地域ぐるみの参加と協力が必要となります。

除雪作業を円滑に実施するため、特に次のような点について皆様のご理解とご協力をお願いします。



① 車道や歩道に雪を出さないでください。

車道や歩道へ雪を出してしまうと道路がでこぼこになり、交通事故や交通障害の原因となり危険です。

② 道路から家庭までの除雪にご協力ください。

皆さんの玄関や車庫の前には、どうしても雪が残ってしまうことがあります。ご自宅の出入口の除雪は、皆さんで行っていただくようご協力をお願いします。

③ 除雪車の周りに近づかないでください。

作業中の除雪車に近づくことは危険です。特に、小さいお子さんのいらっしゃるご家庭は、ご注意ください。

④ 路上駐車はしないでください。

路上駐車は、除雪作業に支障をきたします。地域で互いに注意し、路上駐車をなくしましょう。

⑤ 除雪作業へのご理解とご協力をお願いします。

除雪作業は幹線道路の場合、交通障害を考慮し深夜から早朝の作業が多くなりますが、ご理解願います。また、除雪車がセンターラインを越えて作業を行ったり、片側交互通行や迂回をお願いする場合がございますが、ご協力願います。

☎ 都市建設課 管理係 ☎（42）2116

平成26年度(財)福島県文化振興財団助成事業の申請受付について

(財)福島県文化振興財団では、平成26年度第1期分の助成申請を受け付けています。

| | |
|------|---|
| 対象事業 | 1. 成果発表事業、発表会等への参加事業、文化団体への事業費、特認事業、文化財の保護事業 ＜助成対象となる事業を行う期間：平成26年4月1日～7月31日＞ |
| | 2. 被災者文化活動支援事業 ＜助成対象となる事業を行う期間：平成26年4月1日～7月31日＞ |
| | 3. 文化振興による地域づくり事業、伝統文化の保存・継承・発展事業、文化団体海外公演等支援事業 ＜助成対象となる事業を行う期間：平成26年4月1日～平成27年3月31日＞ |
| | 4. 歴史的施設、文化的価値のある建造物等の保全・改修事業及び地域で古くから親しまれてきた文化施設等の保全・改修事業 ＜助成対象となる事業を行う期間：平成26年4月1日～平成27年3月31日＞ |
| 対象者 | 県内に住所または活動の本拠を有する個人（県外在住の県出身者含む）または文化団体等（商工会、商工会議所、JC等含む） |
| 申込方法 | 所定の申請書に記入のうえ、必要書類を添付し町教育委員会生涯学習課に提出してください。 |
| 申込期限 | 平成26年2月24日（月） |

☎ 矢吹町教育委員会 生涯学習課 ☎（42）2869

～JA東西しらかわ～

齋場選びは信頼・安心・いつも身近なJAで

JA 齋苑やすらぎの杜

年中無休・24時間受付

矢吹齋場 TEL. 0248-42-2221
〒969-0213 福島県西白河郡矢吹町本町283

こころ元気 からだ元気
ご宴会 カラオケ

白い館

矢吹駅西口から徒歩3分 旧緑川産業さん隣
お1人様から60名様まで、ご予算はご相談下さい。

白い館 鈴木哲男
矢吹町本町156-4 1階 電話 0248-21-9310